



2018年5月24日

各位

上場会社名 アルプス電気株式会社
 代表者名 代表取締役社長 栗山 年弘
 (コード番号 6770 東証第1部)
 問合せ先 経営企画室 室長 小林 淳二
 TEL (03)5499-8026(IR部門直通)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年5月24日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2018年6月22日開催予定の当社第85回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、平成30(2018)年2月27日付「アルプス電気株式会社とアルパイン株式会社の経営統合のスキーム変更及び持株会社名の変更に関するお知らせ(アルプス電気株式会社とアルパイン株式会社の株式交換契約の一部変更(簡易株式交換)並びにアルプス電気株式会社の会社分割の中止及び商号変更その他の定款の一部変更)」でお知らせしたとおり、持株会社体制移行日付で、本株式交換の効力発生を条件として、事業持株会社体制及びカンパニー制に移行することを予定しております。

当該移行に伴い、当社の商号及び事業目的等を変更(下記(1)及び(2))するほか、①取締役制度の変更及び執行役員制の導入を行い、当社のコーポレート・ガバナンス体制を移行後の持株会社体制に適合する体制へと変更するため(下記(3)、(4)及び(6))、また、②取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令の限度において責任を免除することができることとするため(下記(5))、当社は、本株式交換の効力が発生していることを条件として、持株会社体制移行日付で、下記のとおり定款の一部変更を行いたいと存じます。

- (1) 持株会社体制への移行に伴う「アルプスアルパイン株式会社」への商号の変更(変更案第1条)
- (2) 持株会社体制への移行に伴う事業目的の変更(変更案第2条)
- (3) 持株会社体制への移行に伴う取締役の員数の削減(変更案第19条)
- (4) 持株会社体制への移行に伴う役付取締役に係る規定の削除及び関連する規定の変更(変更案第13条・第14条・第23条・第24条)
- (5) 取締役の責任免除に係る規定の新設(変更案第29条)
- (6) 持株会社体制への移行に伴う執行役員に係る規定の新設(変更案第30条)
- (7) その他上記(1)から(6)の変更に伴う所要の変更

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条 (商号) 当社はアルプス電気株式会社と称し <u>ALPS ELECTRIC CO., LTD.</u> と英訳する。	第1章 総則 第1条 (商号) 当社はアルプスアルパイン株式会社と称し <u>ALPS ALPINE CO., LTD.</u> と英訳する。
第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことならびに次の事

<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (員数) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は<u>18名以内とする。</u></p> <p>②(条文省略)</p> <p>第20条～第22条 (条文省略)</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者および議長) ①(条文省略) ②<u>取締役会長または取締役社長は取締役会を招集し、議長となる。取締役会長および取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第24条 (代表取締役および役付取締役) ①(条文省略) ②<u>取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。</u></p> <p>第25条～第28条 (条文省略)</p> <p>第29条 (取締役の責任限定契約) <u>(新設)</u></p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として限定する契約を締結することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第5章 監査等委員会 第30条～第32条 (条文省略)</p> <p>第6章 会計監査人 第33条及び第34条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (員数) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は<u>8名以内とする。</u></p> <p>②(現行どおり)</p> <p>第20条～第22条 (現行どおり)</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者および議長) ①(現行どおり) ②<u>取締役会であらかじめ定めた取締役は取締役会を招集し、議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第24条 (代表取締役) ①(現行どおり) <u>(削除)</u></p> <p>第25条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第29条 (取締役の責任免除) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として限定する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 執行役員</p> <p>第30条 (執行役員) <u>当社は、取締役会の決議によって、執行役員を置くことができる。</u></p> <p>②執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規定による。</p> <p>第6章 監査等委員会 第31条～第33条 (現行どおり)</p> <p>第7章 会計監査人 第34条及び第35条 (現行どおり)</p> <p>第8章 計算 第36条～第39条 (現行どおり)</p>
--	--

3. 日程

定時株主総会開催予定日 2018年6月22日(金)

定款変更効力発生予定日 2019年1月1日(木)

以上